

利用規約

第1条 (名称)

当スタジオは、マシンピラティス&ストレッチマシンスタジオ358(以下「当スタジオ」とします)と称します。

第2条 (運営主体)

当スタジオは、TSCホリスティック株式会社(以下「当社」とします)が管理運営の主体となります。

第3条 (会員制度)

1、会員資格は、入会希望者が当社所定の入会申込みを行い、当社の入会承認を得たうえで発生します。
2、未成年がスタジオに入会する時は、未成年者の入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して追うこととします。

第4条 (入会資格)

1、当スタジオの入会資格は18歳以上の方に限ります。但し、18歳未満の方でも当社が特別に承認した場合は入会を認める場合があります。未成年の場合、入会についてその親権者の同意が必要となります。
2、次の号に該当する方については入会をお断りします。
①当スタジオ利用規約その他当社の定める諸規定を遵守されない方。
②暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員として所属される方。
③刺青(タトゥー)のある方。但し、店内において、他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
④医師等により運動を禁じられている方。
⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方。
⑥妊娠されている方。
⑦一時的な筋肉の痙攣や意識喪失などの症状を招く疾病を有している方。
⑧過去、当社より除名通告を受けた方。
⑨その他会員として適当でない当社が判断した方。
⑩機能障害のある方で介助が必要な方。
3、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。
4、第2項の全部またはいずれかの要件に該当する方であっても、当社の判断により入会を認める場合があります。かかる判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。

第5条 (会員の種類及び権利)

1、会員の種類は別に定めます。
2、当社は必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。その場合、当社は事前に当社ホームページや施設内掲示板などにおいて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第6条 (会費等)

1、月会費、その他の費用(以下「会費等」といいます。)は、当社が定めるものとします。会員は、料金表またはホームページ等において事前に会費等を確認した上で利用申込みを行うものとします。
2、会員は、会費等を当社所定の方法で支払うものとします。支払い時期は原則前払いとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
3、会員は、当スタジオの利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
4、当社は、事前に会員に告知することにより会費等の改定を行うことができます。
5、会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、当社は会員に対し、未払いの会費等についてその他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第7条 (入退館用 QR コード)

1、当社は、会員に対し入退館用 QR コードを交付します。
2、会員は当スタジオ利用にあたり、交付された入退館用 QR コードを提示するものとし、会員本人が携帯していない場合は、当スタジオを利用することはできません。
3、入退館用 QR コードは、交付された会員本人のみが使用し、他の者へ貸与、譲渡することはできません。万一、入退館用 QR コードを貸与した場合は第13条(①)に基づく退会の対象となります。

第8条 (会員資格の喪失・譲渡禁止等)

1、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格を喪失します。
①退会。
②除名。
③当社が当スタジオの全部を閉鎖したとき。
2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。
3、当スタジオの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第9条 (遵守事項)

1、会員は、本規約に別途定める他、以下の事項において遵守、責任を負うものとします。
(1)当スタジオの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、当社および利用店舗の説明並びにスタッフの指示に従わなければなりません。
(2)当社が定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
①施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
②上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
③スパイクシューズやヒールが高い靴、サンダル、または滑りやすい靴など、トレーニングにふさわしくない履物その他、各店舗がふさわしいと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
(3)施設内外において以下の行為及び、他の会員、スタッフ、または施設の運営に影響する行為は禁止されます。
①施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
②刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
③正当な理由なく他者の所持品に触れること
④他の会員に対し、パーソナルトレーニング、またはそれに準ずるとみられる活動を行うこと
⑤本規約に基づき当スタジオの利用を認められていない者を同伴させること
⑥刺青(タトゥー)(刺青(タトゥー)との判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること
⑦物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
⑧大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
⑨他の会員、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
⑩正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
⑪酒気を帯びての入館
⑫他の会員の利用を妨げる行為
⑬未成年者が深夜に当施設を利用すること(利用禁止時間は各都道府県の条例に従う)
⑭施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること
(4)会員は、常に健康管理に留意し、急性疾患等の事故について自己責任において対処します。
(5)当スタジオの利用における傷害は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。
(6)会員は、更衣室ロッカーを含む施設内において、所有物は自己責任において管理するものとします。なお、個人所有物の紛失、損害等のトラブルについては、自己責任において対処するものとします。
(7)会員は、本施設の什器・備品を故意または過失により毀損・紛失した場合は、修理復旧に関わる費用の一切を会員、又はその親権者が負担するものとします。
(8)施設内における食べ物の持ち込みは禁止とします。

第10条 (損害賠償責任)

当スタジオ利用中、会員に財産上人身上その他損害が発生した場合、当社に帰責事由なきときは、当社は一切責任を負わず、当社に帰責事由あるときは、当社に故意又は重過失ある場合を除き1件当たり10,000円をもって当社の責任上限とします。

第11条 (休業日)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設を休業することができるものとします。
①施設の補修、保守・点検又は改修する場合。
②その他休業が必要と判断される場合。
②行政指導を受けたとき。
③天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき。
④著しい社会経済情勢の変化があるとき。
⑤その他やむをえない事由があるとき。

第12条【休会および復帰】

1、会員は所定の休会手続きを行うことで、月単位で休会することができます。(最長3ヶ月)
電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2、休会手続は、各月5日までにを行うものとし、翌月の1日より休会扱いとします。各月の6日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。
例)10月1日より休会希望⇒9月5日までに休会手続きを完了。
3、休会する会員は、休会期間中毎月2,200円(税込)の休会費を支払うものとします。
4、休会記載の終了日経過後は復会扱いとなり、通常の会費等を支払うものとします。なお、休会期間終了前に利用再開を希望する場合は、所属店舗に申し出、承認を受けることにより再開することができます。この時、再開した日から会費等が発生するものとし、復会月の会費は契約プランの会費を支払うものとする。※(日割り請求はございません)。

第13条 (退会)

1 会員は所属店舗に来店し、所定の退会手続きを行うことで、退会することができます。
2、会員の自己都合による退会は、本人が希望する退会月の5日までに指定の手続きを完了しておかなければならず、未払いの会費等がある場合それを完納しなければなりません。
3、会員は、退会月の末日をもって退会するものとします。
4、会員は、退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

第 14 条（除名）

1、当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を当スタジオから除名することができます。会員は除名された時点で会員の資格を喪失します。

- ①当スタジオの利用規約に違反した場合。
 - ②当スタジオの名誉又は信用を傷つけた場合。
 - ③当スタジオの秩序を乱した場合。
 - ④会費及び諸費用の支払いを 3ヶ月以上滞った場合。但し、滞納分について全額支払わなければならない。
- 2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第 15 条（ロッカーキー紛失）

ロッカーキーを紛失した場合（当日チェックアウトまでに見つからなかった場合）は所定の通りお申し出ください。防犯管理上、シリンダーと鍵の交換を行いますので、交換費用 2,200円(税込)はお客様負担となり、翌日以降の会費と一緒に請求させていただきます。翌日以降見つかったとしても費用は発生いたします。なお、ノースタッフデーおよびスタッフ受付時間以外は翌日以降の対応となります。ロッカーキー施錠後は常時ご携帯の上、施設をご利用いただきますようお願いいたします。

第 16 条（変更届）

- 1、会員は、入会申込の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に変更を届けるものとします。
- 2、当社の会員に対する個別の通知及び連絡は、会員の届け出た住所宛に行うものとします。

第 17 条（不介入）

会員が、当スタジオの利用中に第三者とトラブルを生じた場合、当社は当スタジオの管理者として施設管理者に必要な範囲でのみ介入するものとし、会員と第三者との間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当社は協力義務等何らの義務を負わないものとします。

第 18 条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第 19 条（利用規約の改訂）

1、当社は、当社が必要と認めた場合、利用規約の改訂を行うことができます。2、改訂された利用規約は、事前に当社ホームページや施設内掲示板などにより告知を行った上で、指定された改訂日を以って執行され、以後全会員に適用されるものとします。

2025年8月1日 制定